

報告資料

平成18年7月6日

(広報資料)

「府政記者クラブ同時」

文化市民局
担当 市民生活部市民総合相談課
TEL 256-1110

「消費生活週末（土・日）電話相談」の実施状況について

京都市では、週末に届いた身に覚えのない架空請求ハガキや、取り交わした契約に関する不安等を解消するため、平成17年4月から京都府と共同で週末（土・日）における電話相談を開設しております。

この度、平成17年度の相談状況を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、契約等について不安や疑問を持つ方からは、「（相談員の助言を受け）不安が解消した」「週末を安心して過ごせる」等の感謝の声が多く寄せられています。

1 受付状況等

平成17年4月から平成18年3月までの相談件数 1,531件（1日当たり約15件）

期間中の相談日数 102日

（1）商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比
不当請求、架空請求等	625	40.8%
家屋修繕工事、排水管清掃	73	4.8%
賃貸アパート、マンション	61	4.0%
浄水器	44	2.9%
エステサービス、化粧品	40	2.6%
その他	688	44.9%
合計	1531	100.0%

(2) 相談者の年齢構成等

	性 別			居 住 地		
	女	男	団体等	府内（京都市外）	京都市内	他府県等
20歳未満	19	35	6	19	35	0
20歳代	177	190		105	248	14
30歳代	176	179		101	236	18
40歳代	148	153		109	181	11
50歳代	142	94		73	154	9
60歳以上	90	78		45	122	1
不明	22	22		14	11	25
合計	774	751		466	987	78
	1531			1531		

2 相談事例

- 「民事訴訟送達特別通知書」等と書かれたハガキ等の架空請求があった。
- パソコンでアダルトサイトの画像をクリックしただけで登録になり、料金を請求された。
- 昨日、母が訪問販売で浄水器を購入し、既に設置されているが、不要なので解約したい。
- 先日エステの無料体験のチケットが届いたので、昨日実際に行ってみたところ、長時間に渡る勧誘を受け、高額なエステ契約をしてしまった。
- クーリングオフ期間が今日までの契約を解除したい。クーリングオフのハガキを書いているが、これでいいか確認して欲しい。
- 広場で日用品を配っていた業者に誘われ、健康器具の契約をし、内金を支払った。週明けに残金を取りに来るが解約したい。
- クーリングオフ通知した契約について、業者から「解約理由を聞くため、今日会って欲しい」と言われているがどうすれば良いか。
- 携帯電話に「融資する」という連絡があり、口座番号を教えてしまった。後で「融資は受けない」と連絡したら免許証のコピーを送れと言われた。

消費生活週末（土・日）電話相談
 土日（年末年始を除く）10時～16時
 ☎ 257-9002（電話相談のみ）
 京都市、京都府